

〔平成 13 年 5 月 23 日 13 東企第 30 号  
〔最終改正〕令和 4 年 9 月 14 日 4 東企第 59 号〕

## 東北森林管理局入札等監視委員会運営要領

### 第 1 趣 旨

競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続の透明性を一層高めるとともに、入札及び契約事務の適正化を図るため、東北森林管理局入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第 2 委員会の事務

#### 1 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 森林管理局長、森林管理署長及び森林管理署支署長（以下「森林管理局長等」という。）が行った契約（国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる金額を超えない契約を除く。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受ける。
- (2) 対象契約のうち、委員会が抽出決定したのものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行う。
- (3) (1) の報告及び (2) の審議を踏まえ、入札及び契約結果を分析するとともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合の防止に向けた方策について総合的に審議する。
- (4) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 173 号大臣官房経理課長通知）の第 3 に規定する再苦情、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）の第 9 に規定する苦情の処理、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について」（平成 19 年 3 月 16 日付け 18 経第 1840 号大臣官房経理課長通知）の第 8 号に規定する再苦情（以下「再苦情」と総称する。）及び「「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」の制定について」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）の第 9 に規定する苦情の処理を行うとともに、再苦情を受けた者が講じようとする措置の概要について報告を受ける。
- (5) 「公正入札等調査委員会の設置等について」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経第 9 31 号大臣官房経理課長通知）別添の入札等談合情報マニュアル（以下「談合等マニュアル」という。）第 4 (2) に基づき、入札等談合情報等の内容、公正入札等調査委員会の審議の状況及び入札等手続の取扱いに関する結論並びに各委員の意見について報告を受ける。

- 2 委員は、談合等マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見をを行う。

### 第3 委員会の構成及び事務局の設置

- 1 委員会の構成は、公共工事又は入札制度に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3人以上とし、委員長は、委員の互選とする。
- 2 委員の選任に当たっては、学識経験者の中から選任の上、森林管理局長が委嘱することとし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
なお、委員に欠員が生じたときは補充するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 5 委員会の事務局は、企画調整課に置くものとする。

### 第4 会議

- 1 第2の1(1)から(3)の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、次により行う。
  - (1) 定例会議は、原則として(2)の表の開催時期欄に掲げる時期に開催する。
  - (2) 定例会議における第2の(1)の報告(以下「報告」という。)は、それぞれ次の表の報告対象期間欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	第3・第4四半期(10月～3月)
8月又は9月	第1四半期(4月～6月)
11月又は12月	第2四半期(7月～9月)

- (3) 報告は、事務局が次の表の左欄に掲げる事項のうち、右欄に掲げる資料、談合情報等の対応状況及び委員が事前に指示した資料を提出して行う。

事項	作成する資料
工事契約総括表	入札方式別発注工事総括表(別紙様式第1)
業務契約総括表	入札方式別発注業務総括表(別紙様式第2)
物品・役務総括表	物品・役務の調達方式別総括表(別紙様式第3)
競争入札による契約(公共工事等)	競争入札(公共工事等)(別紙様式第4)
随意契約(公共工事等)	随意契約(公共工事等)(別紙様式第5)
競争入札による契約(物品役務等)	競争入札(物品役務等)(別紙様式第6)
随意契約(物品役務等)	随意契約(物品役務等)(別紙様式第7)
再度入札における一位不動の状況(土木一式工事、建築一式工事)	再度入札における一位不動状況(別紙様式第8)

再度入札における一不動状況 (測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、その他の公共工事等)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第 9)
再度入札における一不動状況 (物品の製造、物品の購入、役務の提供等)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第 10)
指名停止	指名停止一覧表 (別紙様式第 11)

(4) 定例会議において審議を行う契約 (以下「審議対象契約」という。) の抽出は、委員が事前に行うものとし、下記のアからウまでに示す基準を踏まえ、事案を抽出するものとする。

ア 治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業、物品・役務 (生産・造林事業を除く) ごとに、それぞれ落札率が 95 パーセント以上の事案について、原則、落札率が高い順から 5 件以内を抽出する。

なお、落札率が 95 パーセント以上の事案がない場合は、90 パーセント以上とする。

イ 上記アの抽出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 森林管理署等ごとの治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業別に、過去 1 年間分以上の事案ごとの工事等名とその等級、実施地区 (市町村単位)、入札日、落札者名とその等級、応札者名、予定価格、落札価格、落札率等を整理した入札結果

(イ) 応札者 (応募者を含む。以下同じ。) が 1 者の事案

(ウ) 公益社団法人又は公益財団法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 18 年法律第 50 号) 第 42 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。以下「公益法人等」という。) を相手方とする契約の事案。

ウ 委員会が必要と認めるときはア、イの落札率等にかかわらず、抽出を行うものとする。

(5) 審議対象契約に関する説明は、次の事項を記載した資料を提出して、契約担当課等の担当課長等が実施するものとする。

ア 契約件名

イ 事業概要

ウ 入札・契約手続審査委員会審査状況

エ 競争方式

オ 応札者数

カ 契約相手方 (公益法人等の有無を含む。)

キ 契約締結日

ク 履行期間

ケ 予定価格 (契約限度額を含む。)

コ 契約金額

- サ 落札率
- シ 入札公告（公示）日
- ス 入札公告（公示）期間
- セ 応札者の条件
- ソ 1者応札（応募）の原因
- タ 1者応札（応募）の改善策
- チ 指名業者選定理由
- ツ 随意契約理由
- テ 応札者、応札金額、落札までの入札回数が記載された入札筆記書
- ト 積算書における工種ごとの積算額に対する、入札参加者が提出した工事費内訳書における工種ごとの積算額の比率をグラフにしたもの（全入札参加者について、入札参加者ごとに、各工種ごとの上記比率を算出し、縦軸を「比率(基準を)100とする）」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、一つのグラフに記入したもの)
- ナ その他委員会が必要と認めるもの

2 第2の1（4）の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、第6の2の場合、必要に応じ開催する。

なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書（別紙様式第13）を提出して行うものとする。

3 会議は、非公開とする。

## 第5 意見の具申又は勧告

- 1 委員会は、第2の（1）から（3）の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要に応じて、森林管理局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 森林管理局長は、委員会から1の意見の具申又は勧告があったときは、林野庁長官を経由して、大臣官房参事官（経理）に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策の検討を行い、その結果について林野庁長官を経由して大臣官房参事官（経理）に報告し、協議を行うものとする。
- 3 森林管理局長は、大臣官房参事官（経理）との協議により、1の意見の具申または勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合には、速やかに当該事案の調査及び改善策等の検討結果について林野庁長官に報告するものとする。
- 4 森林管理局長は2及び3に規定する報告を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。
- 5 委員会は、前項1の意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表することができる。
- 6 事務局は、「林野庁工事成績評定要領」第9の2に掲げる委員会の事務に関し、分析結果及び審議の内容を速やかに林野庁林政課長に報告するものとする。

## 第6 再苦情の処理

- 1 委員会は、第2の1（4）の事務に関し、再苦情を受けた者から再苦情の申立ての

審議を依頼されたときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

なお、審議は申立者及び再苦情を受けた者からの書面に基づくほか、必要と認める方法により行うことができる。

- 2 委員会は、1の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を森林管理局長に報告するとともに、必要があると認めたときは、これを公表することができる
- 3 2の報告は、1の再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。
- 4 再苦情を受けた者は、第2の1(4)の事務に関し、講じようとする措置の概要について、直近の会議に報告するものとする。
- 5 再苦情を受けた者は、第2の1(4)の事務に関し、以下の点に留意するものとする。
  - (1) 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続きの執行を妨げるものではないこと。
  - (2) 申立者から入札・契約手続の執行停止の申出があったときは、委員会の意見を聴くものとする。
  - (3) 再苦情の申立ての却下は、再苦情申立書を受けた翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する休日を含まない。)以内に行わなければならないこと。
  - (4) 委員会から申立てが認められなかった場合は、申立てに根拠が認められないと判断された理由について、委員会の判断を的確に示しつつ、申立者が十分理解できるように、直ちに通知するものとする。
- 6 再苦情処理会議を開催した場合は、その議事の概要を別紙様式第13により取りまとめ、林野庁長官に報告するものとする。

## 第7 公表

森林管理局長は、次の事項については、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

### 1 委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後に遅滞なく公表するものとする。

なお、委員の変更があった場合には、変更後最初の委員会開催後に遅滞なく公表するものとする。

### 2 審議に係る議事の概要

森林管理局長は、審議に係る議事の概要を別紙様式第14により取りまとめの上、必要な資料とともに、委員会終了後に遅滞なく公表するものとする。

## 入札方式別発注工事総括表

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
総契約件数 (1) 治山工事 (内訳) ①一般競争契約 ②随意契約 (2) 林道工事 (内訳) ①一般競争契約 ②随意契約 (3) その他の工事 (内訳) ① 一般競争契約 ② 公募型指名競争及び工事希望型競争契約 ア 公募型指名競争 イ 工事希望型競争契約 ③ ②以外の指名競争契約 ア 一般土木工事に係るもの イ その他 ④ 随意契約			

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

## 入札方式別発注業務総括表

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
総契約件数 (1) 治山工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ①一般競争契約 ②随意契約 (2) 林道工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ①一般競争契約 ②随意契約 (3) その他の業務 (内訳) ① 一般競争入札契約 ② 公募型プロポーザル契約 ③ 公募型競争契約 ④ 簡易公募型プロポーザル契約 ⑤ 簡易公募型競争契約 ⑥ 標準型プロポーザル契約 ⑦ ③及び⑤以外の指名競争契約 ⑧ 随意契約			

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。





競争入札（公共工事等）

〇〇 〇〇 年 月 日～ 年 月 日

①一般競争

※抽出案件（5件以内）のうち、入札等監視委員会で説明する案件は●、それ以外は○

資料番号	抽出	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考	入札公告（公示）日	入札期日	総日数	入札公告（公示）期間（日数）	「契約に関する統計（財務大臣通知）」における契約相手方法人区分	
			名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約（公共工事等）

〇〇 〇〇 年 月 日～ 年 月 日

②随意契約

※抽出案件（5件以内）のうち、入札等監視委員会で説明する案件は●、それ以外は○

資料 番号	抽出	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	「契約に関する統計（財務大臣通知）」における契約相手方法人区分	
			名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分							

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

### 競争入札（物品役務等）

〇〇 〇〇 年 月 日～ 年 月 日

①一般競争

※抽出案件（5件以内）のうち、入札等監視委員会で説明する案件は●、それ以外は○

資料番号	抽出	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備考	入札公告（公示）日	入札期日	総日数	入札公告（公示）期間（日数）	「契約に関する統計（財務大臣通知）」における契約相手方法人区分	
			名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分										

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約（物品役務等）

〇〇 〇〇 年 月 日～ 年 月 日

②随意契約

※抽出案件（5件以内）のうち、入札等監視委員会で説明する案件は●、それ以外は○

資料番号	抽出	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考	「契約に関する統計（財務大臣通知）」における契約相手方法人区分	
			名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分							

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動産数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動産数 (件)	割合 (%)
土木一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
建築一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
その他の工事								

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

### 再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業務種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
測量	A							
	B							
	C							
建設コンサルタント	A							
	B							
	C							
地質調査	A							
	B							
	C							
補償コンサルタント	A							
	B							
	C							
その他	A							
	B							
	C							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

### 再度入札における一位不動状況

(期間： 年 月 日～ 年 月 日)

契約種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動産数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動産数 (件)	割合 (%)
物品の製造	A B C D							
物品の購入	A B C D							
役務の提供等	A B C D							
合計								

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

### 指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
			年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月)		

注： 該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。



再 苦 情 申 立 書

年 月 日

(部局長) 殿

申立者

(住 所)

(電話番号)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

1 再苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

## 東北森林管理局入札等監視委員会再苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	○年○月○日（○） ○○会議室			
委員	AA AA（弁護士） BB BB（公認会計士） CC CC（ジャーナリスト）			
再苦情申立の概要	申立日	件名	契約方法	契約月日
	○年○月○日			○年○月○日
	内容等			
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	意見・質問		回答	
委員会の審議結果				

東北森林管理局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 年 月 日)

開催日及び場所				
委員				
審議対象期間				
審議対象案件		件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件		
抽出案件		(抽出率 %) うち、1者応札案件 (抽出率 %) 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 (抽出率 %) 件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
		指名競争	公募型指名競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			工事希望型競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			その他の指名競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
				件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	随意契約	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件		
	業務	一般競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
		指名競争	公募型競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			簡易公募型競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			その他の指名競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
				件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		随意契約	公募型プロポーザル	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			簡易公募型プロポーザル	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			標準型プロポーザル	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
			その他の随意契約	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		物品・役務等	一般競争	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
指名競争			件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
随意契約(企画競争・公募)	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件			
随意契約(その他)	件 うち、1者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件			
(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)		
		回答等 (詳細に記述すること。)		
委員会による意見の具申又は勧告の内容				
[これらに対し部局長が講じた措置]				

事務局：

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。